

入林届（鳥獣の捕獲等のための入林届）

（宛先）

宮崎北部森林管理署長 殿

（宛先、提出先については、別添の入林届提出先一覧表を御参照ください。）

--

鳥獣の捕獲等を実施するため、下記期間に、宮崎北部森林管理署が管轄する国有林野へ入林したく以下のとおり申請します。

申請年月日	年 月 日		
入林予定の場所 （出来るだけ詳細に記載してください。）	国有林野名 林班等	捕獲対象鳥獣名 及び捕獲方法 () <input type="checkbox"/> 銃器 <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな	
	入林の期間 自 年 月 日 至 年 月 日		
入林の目的 <input type="checkbox"/> 狩猟 <input type="checkbox"/> 個体数調整 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣捕獲 <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業 （ 捕獲個体の放置の予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 夜間銃猟の予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ） <input type="checkbox"/> その他 ()			
所属団体名 または氏名 (やまおり線)	この点線で折り、点線より上部の面を表にして、車両の見やすい場所に掲示してください。 なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示してください。		
申請者	氏名	TEL及びFAX番号	
	住所	メールアドレス	
	狩猟者登録番号		
緊急連絡先 （*1）	氏名	住所	TEL及びFAX番号
チェックしてください。 ↓			
1	安全のための遵守事項を読み理解しました。	<input type="checkbox"/>	
2	立入禁止区域図を入手し、理解しました。	<input type="checkbox"/>	
3	森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。	<input type="checkbox"/>	
4	事故を起こした場合は、一切の責めを負います。	<input type="checkbox"/>	
5	上記を団体の構成員に伝達しました。	<input type="checkbox"/>	（団体届出のみ記載）

注意事項

- 1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。
- 2 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手することも可能です。なお、各森林管理署等で配布される立入禁止区域図の範囲は、当該森林管理書等の管轄区域のみとなりますので御注意ください。
〇〇森林管理局 URL <http://www.rinya.maff.go.jp/〇〇/>
立入禁止区域図は、年度始め（〇月頃）及び猟期前（〇月頃）に更新します。
また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認ください。
- 3 団体が届け出る場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請してください。
また、別紙1の構成員名簿を提出してください。
- 4 実際に入林する日が決まった場合には、入林する前日までに日時及び場所を管轄する〇〇森林管理署等に電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により御連絡ください。
- 5 入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、点線より上部の面を表にして、車両の見やすい場所に掲示してください。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示してください。
- 6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示してください。
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。
以上のことを十分理解いただけましたら、以下のチェックボックスにチェックをして、この入林届を別添の入林届提出先に、〇業務日以前の勤務時間内に提出してください。（*2）
なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受に投函してください。

*1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載してください。

*2 例えば「3業務日以前」とした場合には、日曜日に入林しようとする場合、前の週の水曜日の勤務時間内までを指します。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
③	②	①	—	入林予定日

提出期限 →

(別添)

入林届提出先一覧表

宛先	住所	電話及びFAX	メールアドレス
宮崎森林管理署	〒880-0844 宮崎市柳丸町 388-5	TEL 0985-29-2311	ky_miyazaki@maff.go.jp
		FAX 0985-29-2314	
宮崎北部 森林管理署	〒883-0062 日向市大字日知屋 17371-1	TEL 0982-52-2191	ky_miyahoku@maff.go.jp
		FAX 0982-53-0257	
西都児湯 森林管理署	〒881-0033 西都市大字妻 909-5	TEL 0983-43-1377	ky_saitokoyu@maff.go.jp
		FAX 0983-43-1379	
宮崎森林管理署 都城支署	〒881-0033 都城市立野町 3655-1	TEL 0986-23-4566	ky_miyakonojo@maff.go.jp
		FAX 0986-25-2603	
宮崎南部 森林管理署	〒889-2535 日南市飫肥 5-3-45	TEL 0987-25-1115	ky_miyanan@maff.go.jp
		FAX 0987-25-1117	
九州森林管理局 (県外の国有林)	〒860-0081 熊本市西区京町本丁 2 番 7 号	TEL 096-353-3542	ky_kanri@maff.go.jp
		FAX 096-353-1965	

安全のための遵守事項

狩猟を目的として入林される皆様へ

国有林野で働く職員、国有林野で事業を行う事業者、

国有林野へ入林する者等を事故から守るための安全遵守事項

狩猟を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対、事故を起こさないよう御注意願います。

記

- 1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。
立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「〇km先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。
- 2 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすいところに必ず掲示して下さい。
- 3 銃器による狩猟を実施する場合は、「注意喚起看板」を、車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に必ず掲示して下さい。
- 4 国有林内での銃器を用いた狩猟はできるだけ土、日、祝日に実施されるようお願いいたします。平日に銃器を用いて狩猟を行う場合は、職員や請負事業者が入林していることを前提に、一層の安全確認をお願いいたします。
- 5 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 6 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止に御協力下さい。また、火気に十分注意し、山火事防止に御協力下さい。
- 7 林道の施錠を開けて通行される場合は、必ず後閉めされるようお願いいたします。
- 8 国有林野内には、森林管理署や請負事業者等の施設があります。絶対使用したり、壊したりしないで下さい。
- 9 空き缶や弁当箱等のゴミは、必ずお持ち帰り下さい。
- 10 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、宮崎北部森林管理署では一切責任を負いませんので十分御留意願います。

野生鳥獣の
捕獲等実施中
入林時注意